

各位

会社名 株式会社ショーケース  
代表者名 代表取締役社長 松本 高一  
(コード番号：3909 東証スタンダード)  
問合せ先 経営企画部部长  
清水 幸雄  
(TEL 03-6866-8555)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である AI フュージョンキャピタルグループ株式会社（東証スタンダード：254A、以下「AIF 社」といいます。）について、支配株主等に関する事項は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2026年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
AI フュージョンキャピタルグループ株式会社	親会社	51.02%	-	51.02%	株式会社東京証券取引所スタンダード市場

#### 2. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

AIF 社は当社に対する議決権の割合が 51%以上あり、当社の親会社に該当しております。当社は、2024 年 11 月に AIF 社と資本業務提携を行い、同年 12 月に同社の連結子会社となりました。AIF 社グループの一員として、グループ各社との連携を通じた事業シナジーの創出及び企業価値向上に取り組んでおります。

一方、当社は DX クラウド事業、広告・メディア事業及び投資関連事業を展開しており、親会社グループが主力とする投資事業とは事業領域を異にしております。また、当社は独自の経営判断に基づき事業運営を行っており、事業活動における承認事項など親会社からの制約はありません。

さらに、当社は少数株主の利益保護及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、特別委員会を設置し、支配株主との利益相反リスクについて適切に審議・検討する体制を構築しております。

以上のことから、当社は親会社との連携を図りつつ、経営の独立性を確保しているものと認識しております。

(役員等の兼務状況)

(2026年6月30日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役社長	松本 高一	AI フュージョンキャピタルグループ株式会社 取締役副社長 株式会社ラバブルマーケティンググループ 取締役 タメニー株式会社 取締役	スタートアップ上場プロセスに関する専門的知見に加え、コーポレートガバナンスや内部統制システムに関する豊富な見識を有しているため。
取締役	鵜川 太郎	株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役	インターネットコンテンツ事業、SNS マーケティング事業等、数多くの IT 関連ベンチャー企業の取締役を歴任し

			ており、また上場企業のゲーム開発会社では事業担当役員を務めていたことから、ITの事業全般に関する豊富な見識を有しているため。
監査等委員 である 取締役	久保 隆	AI フュージョンキャピタル グループ株式会社 社外取 締役（監査等委員） 株式会社ラバブルマーケ ティンググループ 取締役	弁護士として、コーポレートガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しているため。
監査等委員 である 取締役	柿沼 佑一	株式会社ラバブルマーケ ティンググループ 社外取 締役	幅広く弁護士として活躍されており、その専門的見地から企業法務及びコンプライアンスの多面的なアドバイスをいただけるのみならず、個人投資家として長年の投資経験を有しているため。

（その他の状況）

当社は AIF 社との間で資本業務提携契約を契約しているほか、資金の貸付、リース取引及び経営指導料の支払い等の取引を行っております。これらの取引は、一般の取引条件ならびに市場の実勢価格及び市場金利等を勘案のうえ、取引価額及び利率を決定しており、関連当事者との取引として適正な条件のもとで実施しております。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	AI フュージョ ンキャピタル グループ株式 会社	(被所有) 直接 51.02	資金の貸付 リース取引 役員の兼任	資金の貸付	1,000,000	関係会社短期 貸付金	1,000,000
				利息の受取	9,452	—	—
				資産の売却	28,948	—	—
				リース料の 受取	758	その他 (流動資産)	3,064
						その他 (固定資産)	25,124

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策として、「関連当事者取引管理マニュアル」に基づき運用を行っております。

支配株主等との取引条件については、市場価格等を勘案し一般取引条件と同様に決定するとともに、取締役会による審議及び承認を行うなど、少数株主に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応しております。

また、2025年3月27日付で特別委員会を設置しており、重要な関連当事者取引等については、独立社外役員で構成される特別委員会において、その必要性、合理性及び公正性について審議・検討を行う体制を整備しております。これにより、支配株主との利益相反リスクを適切に管理し、少数株主の利益保護に努めております。

以上